

# 第三期三鷹市障がい者(児)計画

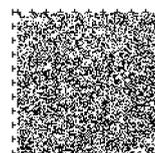


令和6年3月  
三鷹市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

また、図表など音声では表現しにくい箇所につきましては、読み上げた内容が煩雑になり、かえって分かりにくいことや、文字数に制約がある（800字程度）こと等から、音声コードを省略しています。

ご質問や、ご不明な点がございましたら、三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課  
電話 0422 - 29 - 9232 までお問い合わせください。



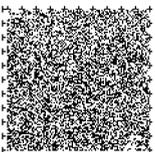
## 第三期三鷹市障がい者（児）計画のビジョン（基本理念）

だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち

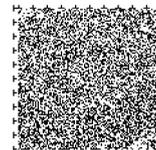
自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち

持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち

このビジョン（基本理念）は、国等が掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「三鷹市健康福祉総合計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めたものです。



## 「共生社会」の実現を目指して



このたび、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間とした「第三期三鷹市障がい者（児）計画」を策定しました。前計画である「第二期三鷹市障がい者（児）計画」に引き続き、今後4年間にわたる三鷹市の障がい者（児）に係る施策の方向を示すものであり、「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」に包含される「障がい者計画」、「障がい福祉計画（第7期）」、「障がい児福祉計画（第3期）」の3つの個別計画を、1つにまとめて策定することで、総合的な障がい者（児）施策の推進を図るための計画としています。

計画の策定に当たっては、公募市民や障がい当事者の皆さまによって構成される「三鷹市障がい者地域自立支援協議会」で議論を重ねるとともに、三鷹市健康福祉審議会でのご意見や、パブリックコメントによる市民意見、障害福祉サービス等の事業者からの意見も踏まえながら検討を進めてきました。

今回の計画では、「共生社会の実現」を目指し、前計画と同様に3つのビジョン（基本理念）を掲げ、施策の展開として基本目標を7つ定めることとしました。3つのビジョンである「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」、「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」、「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、「互いを理解し、認め合う地域づくり」を基本とし、障がいに対する理解の促進を図ることとしています。

また、障がいのある当事者への支援だけでなく、家族等介助者の負担を軽減するために、関係機関等と連携し家族支援の充実を図ることとしました。

さらに、社会全体が人口減少の傾向にあるなか、障がいのある人が安心して地域生活をおくるための地域の基盤整備として計画期間中に福祉サービス等の担い手やボランティア等の福祉人財の確保、定着に取り組んでいくこととします。

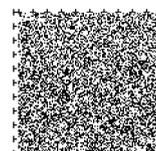
また、引き続き感染症対策についての取り組みや、近年の自然災害の多発する傾向を踏まえ、災害時の支援についても一層の充実を図ることとしています。

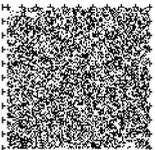
「共生社会」の実現に向けた諸施策の推進のためには、市と市民の皆様、事業者・関係機関等の方々との協働が欠かせません。ライフステージや医療、福祉、教育等の分野ごとに切れ目がないように、様々な担い手が、密接に連携していくことが重要です。

本計画の策定にご協力いただきましたすべての皆さまに感謝申し上げますとともに、市民の皆様、事業者・関係機関等の皆様には、障がい者（児）施策の推進に向けて、協働への積極的なご参加を心からお願い申し上げます。

令和6年（2024年）3月

三鷹市長 河村 孝





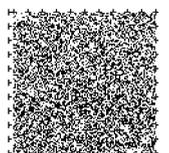
# 【目次】

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
(1) 計画の法的位置づけ	4
(2) 三鷹市における位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第4節 計画の策定体制と方法	7
(1) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会による検討	7
(2) 実態調査の実施	7
(3) パブリックコメントの実施	8
第5節 障がい者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化	9
(1) 「障害者権利条約」の批准	9
(2) 障害者基本計画（第5次）の策定	9
(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正	10
(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定	11
(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正	11
(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立	12
(7) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正	13
(8) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正	13
(9) 「児童福祉法」等の改正	14
(10) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承	14
(11) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応	14

## 第2章 三鷹市の現状

第1節 第二期計画における三鷹市の取組	19
(1) 第二期計画の概要	19
(2) 第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題	22
第2節 統計で見る障がいのある人の現状	24
(1) 身体障がいのある人の状況	24
(2) 知的障がいのある人の状況	25
(3) 精神障がいのある人の状況	26
(4) 難病患者等の状況	27
(5) 障がい支援区分の新規・更新状況	28
(6) 児童・生徒の状況	29



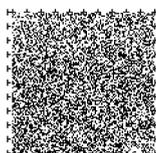
第3節 実態調査で見る障がいのある人の現状.....	33
(1) 調査の概要.....	33
(2) 調査対象と回収状況.....	33
(3) 調査方法と調査時期.....	34
(4) 調査結果（概要）.....	35
第4節 三鷹市の障がい者施策における課題と方向性.....	43
(1) 障がいに対する理解の拡大.....	43
(2) 安心して暮らせる地域づくり.....	44
(3) 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実.....	44
(4) 生活支援と家族支援の充実.....	45
(5) 就労を含めた社会参加の推進.....	45
(6) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供.....	46

## 第3章 基本理念

第1節 計画の基本理念と施策体系.....	49
-----------------------	----

## 第4章 施策の展開

第1節 （基本目標1）計画の推進.....	55
(1) 計画の策定等.....	55
(2) 計画の推進.....	57
第2節 （基本目標2）互いを理解し、認め合う地域づくり.....	59
(1) 障がいに対する理解の推進.....	59
(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進.....	62
(3) 障がい者の権利保障.....	63
第3節 （基本目標3）安心して住みやすいまちづくりの推進.....	64
(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり.....	64
(2) バリアフリーのまちづくり.....	66
(3) 安全安心のまちづくり.....	67
第4節 （基本目標4）障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実.....	69
(1) 情報提供の充実.....	69
(2) 相談機能の充実.....	70
(3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり.....	74
第5節 （基本目標5）ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援.....	75
(1) 障がい児の生活支援の充実.....	75
(2) 障がい者の生活支援の充実.....	77
(3) 家族支援の充実.....	80

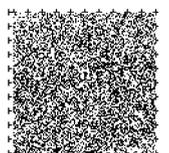


<b>第6節</b>	<b>（基本目標6）社会参加の推進</b> .....	<b>82</b>
	（1）社会参加の推進.....	82
	（2）就労の推進.....	83
	（3）スポーツ・芸術・文化活動等の推進.....	85
<b>第7節</b>	<b>（基本目標7）障がいのある人を支える地域の基盤整備</b> .....	<b>87</b>
	（1）福祉人財の確保・定着.....	88
	（2）サービスの質の確保.....	89
	（3）施設整備の推進.....	90

## 第5章 障害福祉サービスの見込み

### （第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）

<b>第1節</b>	<b>前期計画における成果目標の達成状況</b> .....	<b>93</b>
	（1）施設入所者の地域生活への移行.....	93
	（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	94
	（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	95
	（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	95
	（5）障がい児支援の提供体制の整備等.....	96
	（6）相談支援体制の充実・強化等.....	96
	（7）障害福祉サービス等の質の向上.....	97
<b>第2節</b>	<b>新たな成果目標の設定</b> .....	<b>98</b>
	（1）施設入所者の地域生活への移行.....	98
	（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	99
	（3）地域生活支援の充実.....	100
	（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	101
	（5）障がい児支援の提供体制の整備等.....	103
	（6）相談支援体制の充実・強化等.....	104
	（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	105
<b>第3節</b>	<b>障害福祉サービスの見込量とその確保方策</b> .....	<b>106</b>
	（1）訪問系サービスの見込量と確保方策.....	106
	（2）日中活動系サービスの見込量と確保方策.....	109
	（3）居住系サービスの見込量と確保方策.....	114
	（4）相談支援の見込量と確保方策.....	115
<b>第4節</b>	<b>地域生活支援事業の見込量とその確保方策</b> .....	<b>117</b>
	（1）地域生活支援事業の概要.....	117
	（2）地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	117



第5節 障がい児が利用するサービスの見込量とその確保方策 .....	129
（1）障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策 .....	129
（2）障害児相談支援の見込量と確保方策 .....	132
（3）発達障がい者等に対する支援 .....	133

## 第6章 資料編

（1）計画の策定経過 .....	137
（2）三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第7期） .....	138
（3）三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱 .....	139
（4）パブリックコメントで寄せられた意見 .....	142
（5）諮問・答申 .....	156
（6）用語解説 .....	158

